

I 感染症発生動向調査事業の概要

1 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行、以下「感染症法」という。）第12条～第16条に基づく「感染症発生動向調査事業実施要綱」により実施している。

この調査には全数把握と定点把握の感染症があり、全数把握の感染症は、患者を診断した医師が最寄りの保健所に届出を行う。定点把握の感染症は、県内の感染症指定届出機関（定点医療機関）から管轄保健所に報告される。県では、患者情報及び病原体情報を収集・分析すると共に、その結果を公開している。

感染症類型ごとの届出時期及び対象医療機関

類 型	届出時期	対象医療機関
一～四類感染症	直ちに	全医療機関
五類感染症（全数）	7日以内*	〃
新型インフルエンザ等感染症	直ちに	〃
指定感染症	直ちに	〃
五類感染症（定点）小児科定点	週単位	定点医療機関
〃 内科定点	〃	〃
〃 急性呼吸器感染症定点	〃	〃
〃 眼科定点	〃	〃
〃 性感染症定点	月単位	〃
〃 基幹定点	週及び月単位	〃

*ただし、侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しんは直ちに報告

2 対象感染症

(1) 全数把握の対象

一類感染症

(1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

二類感染症

(8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12) 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13) 鳥インフルエンザ（H5N1）、(14) 鳥インフルエンザ（H7N9）

三類感染症

(15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス

四類感染症

(20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22) A型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) エムボックス、(25) 黄熱、(26) オウム病、(27) オムスク出血熱、(28) 回帰熱、(29) キャサナル森林病、(30) Q熱、(31) 狂犬病、(32) コクシジオイデス症、(33) ジカウイルス感染症、(34) 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスで

あるものに限る。)、(35)腎症候性出血熱、(36)西部ウマ脳炎、(37)ダニ媒介脳炎、(38)炭疽、(39)チクングニア熱、(40)つつが虫病、(41)デング熱、(42)東部ウマ脳炎、(43)鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)、(44)ニパウイルス感染症、(45)日本紅斑熱、(46)日本脳炎、(47)ハンタウイルス肺症候群、(48)Bウイルス病、(49)鼻疽、(50)ブルセラ症、(51)ベネズエラウマ脳炎、(52)ヘンドラウイルス感染症、(53)発しんチフス、(54)ボツリヌス症、(55)マラリア、(56)野兔病、(57)ライム病、(58)リッサウイルス感染症、(59)リフトバレー熱、(60)類鼻疽、(61)レジオネラ症、(62)レプトスピラ症、(63)ロッキー山紅斑熱

五類感染症(全数)

(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、(68)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(78)先天性風しん症候群、(79)梅毒、(80)播種性クリプトコックス症、(81)破傷風、(82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84)百日咳、(85)風しん、(86)麻しん、(87)薬剤耐性アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(114)新型インフルエンザ、(115)再興型インフルエンザ、(116)新型コロナウイルス感染症、(117)再興型新型コロナウイルス感染症

指定感染症

該当なし

(2) 定点把握の対象

五類感染症(定点)

(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(90)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)感染性胃腸炎、(93)急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)、(94)急性出血性結膜炎、(95)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)(96)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(97)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、(98)水痘、(99)性器クラミジア感染症、(100)性器ヘルペスウイルス感染症、(101)尖圭コンジローマ、(102)手足口病、(103)伝染性紅斑、(104)突発性発しん、(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106)ヘルパンギーナ、(107)マイコプラズマ肺炎、(108)無菌性髄膜炎、(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110)薬剤耐性緑膿菌感染症、(111)流行性角結膜炎、(112)流行性耳下腺炎、(113)淋菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

(118) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

法第14条第8項の規定に基づく把握の対象

(119) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。

3 定点医療機関数

患者定点の医療機関数は、小児科定点12、内科定点12、眼科定点4、性感染症定点7、基幹定点6が選定され、小児科定点と内科定点はインフルエンザ／COVID-19定点及び急性呼吸器感染症定点としての機能も兼ねている。また、このうち13医療機関が病原体定点としての機能を果たしている。

県内の保健所別患者定点

保健所名	小児科 定点 (ア)	内科 定点 (イ)	インフルエ ンザ/ COVID-19 定点 (ア+イ)	急性呼吸器 感染症 定点 (ア+イ)	眼科 定点	性感染症 定点	基幹 定点	医療 機関数
佐賀中部	5	5	10	10	2	3	2	17
鳥 栖	2	2	4	4		1	1	6
唐 津	2	2	4	4	1	1	1	7
伊万里	1	1	2	2		1	1	4
杵 藤	2	2	4	4	1	1	1	7
合 計	12	12	24	24	4	7	6	41

県内の保健所別病原体定点

保健所名	小児科 病原体定点	急性呼吸器感染症 病原体定点	基幹 病原体定点	医療機関数
佐賀中部		1	2	3
鳥 栖	1	1	1	3
唐 津	1	1	1	3
伊万里		1	1	2
杵 藤		1	1	2
合 計	2	5	6	13

4 感染症情報の提供

感染症の予防及びまん延防止を図ることを目的に、感染症に関する情報を公表する佐賀県感染症情報センターホームページを運営している。また、「佐賀県感染症発生動向調査週報」を毎週作成し、医師会はじめ県内医療機関や市町等の関係機関にメール送信すると共に、佐賀県感染症情報センターホームページに掲載している。